

(保 96)

平成24年7月27日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

平成24年10月以降の東日本大震災による  
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長および一部負担金等免除証明書の取扱いについては、平成24年2月3日付け（保230）「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その12）（平成24年3月以降の診療等分の取扱い）」等によりご案内申し上げますとおり、一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間について、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット））の全ての住民（全被保険者等）につきましては、平成25年2月28日まで延長することとなり、また、東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、平成24年9月30日まで延長することとし、平成24年10月1日以降の取扱いについては追って通知を示すこととしておりました。

今般、厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課等より、別添のとおり、平成24年10月以降の一部負担金等の取扱いについて事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 一部負担金等の免除証明書の取扱い（医療機関の対応）

平成24年10月1日以降は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等の一部負担金の免除措置は、平成24年10月1日以降も継続されますが、一部負担金等の免除証明書につきましては、有効期限の切れた証明書は無効として取り扱うこととすることから、保険医療機関においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、

一部負担金の支払を免除することとなります。

なお、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができる取扱いとしていた、福島県の広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の国民健康保険被保険者および当該町村が住所として記載されている後期高齢者医療制度の被保険者においても、平成24年10月1日以降は、免除証明書の提示が必要となります。

(2) 平成24年10月以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除および保険料（税）の減免に対する財政支援について

平成24年10月1日以降は、全国一律の特別の財政支援は行われなくなります。

ただし、保険者が独自の判断により減免措置を継続することは可能であります。

その場合、現行制度において、減免に要した費用が一部負担金総額の3%を超えるなど、財政負担が著しい場合に、免除額の8/10以内の額を財政支援する仕組みがあり、独自判断により10月以降も減免措置を継続した市町村については、現行の仕組みの中で財政支援が行われます。

【添付資料】

1. 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて  
(平 24. 7. 24 事務連絡  
厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて  
(平 24. 7. 24 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課)
3. 平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について  
(平 24. 7. 24 事務連絡  
厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課)